

平成26年会社法改正に伴う上場制度の整備に係る「有価証券上場
規程」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

- ・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表 1
- ・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表 4
- ・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表 7
- ・ 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表 8
- ・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表 10
- ・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表 15
- ・ 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表 17
- ・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表 19
- ・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表 22
- ・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表 24
- ・ 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表 27

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、当該書類のうち当取引所が定める書類については、当取引所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議（自己株式の取得に係る会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による決議をいう。）、自己株式処分等決議（自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議（<u>監査等委員会設置会社（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）</u>にあつては、<u>取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）</u>にあつては、執行役の決定を含む。）又は会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議（会社法第796条第1項又は第3項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議（<u>監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社</u>にあつては、執行役の決定を含む。）を含む。）をいう。）又は自己株式消却決議（自己株式の消却に係る会社法第178条第2項の規定による決議（<u>監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社</u>にあつては、執行役の決定を含む。）をいう。）を行った場合には、その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつて</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、当該書類のうち当取引所が定める書類については、当取引所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議（自己株式の取得に係る会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による決議をいう。）、自己株式処分等決議（自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議（<u>委員会設置会社</u>にあつては、執行役の決定を含む。）又は会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議（会社法第796条第1項又は第3項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議（<u>委員会設置会社</u>にあつては、執行役の決定を含む。）を含む。）をいう。）又は自己株式消却決議（自己株式の消却に係る会社法第178条第2項の規定による決議（<u>委員会設置会社</u>にあつては、執行役の決定を含む。）をいう。）を行った場合には、その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含み、<u>委員会設置会社</u>にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。）</p> <p>ただし、セントレックスへの上場を申請する新規上場申請者（以下「セントレックスへの新規上場申請者」という。）は、添付を要しない。</p>

は、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定があつたことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。）

ただし、セントレックスへの上場を申請する新規上場申請者（以下「セントレックスへの新規上場申請者」という。）は、添付を要しない。

(6)～(11) (略)

3・4 (略)

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。）により当該各号に定める書類（第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) 取締役会又は株主総会を開催した場合（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなされる場合を含み、監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員会を開催した場合又は取締役の決定（日常業務等の決定を除く。以下この号において同じ。）があつた場合を含み、指名委員会等設置会社にあつては、指名委員会等（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等をいう。）を開催した場合又は執行役の決定があつた場合を含む。）には、その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定があつたことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含み、新規上場申請者が外国会社である場合にあつては、有価証券

(6)～(11) (略)

3・4 (略)

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。）により当該各号に定める書類（第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) 取締役会又は株主総会を開催した場合（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなされる場合を含み、委員会設置会社にあつては、会社法第2条第12号に規定する委員会を開催した場合又は執行役の決定があつた場合を含む。）には、その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含み、委員会設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含み、新規上場申請者が外国会社である場合にあつては、有価証券に関する事項について取締役会又は株主総会を開催した場合の決議通知書をいう。）

に関する事項について取締役会又は株主総会を開催
した場合の決議通知書をいう。)

(2)～(8) (略)

6～12 (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

(2)～(8) (略)

6～12 (略)

**上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧
対照表**

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から <u>a q</u> までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a ~ a n （略）</p> <p><u>a o</u> <u>全部取得条項付種類株式（会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の全部の取得</u></p> <p><u>a p</u> <u>株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。）に係る承認又は不承認</u></p> <p><u>a q</u> a から前 <u>a p</u> までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2) 次の a から y までに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>a ~ n （略）</p> <p><u>n の2</u> <u>特別支配株主（会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいう。以下同じ。）（当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。）が当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。</u></p> <p>o ~ y （略）</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から <u>a o</u> までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a ~ a n （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>a o</u> a から前 <u>a n</u> までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2) 次の a から y までに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>a ~ n （略）</p> <p>（新設）</p> <p>o ~ y （略）</p>

(単元株式数)

第26条 (略)

2 上場内国株券の発行者は、上場内国株券の単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設について取締役会決議 (監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社については、執行役の決定を含む。) を行う場合には、単元株式数を100株とするものとする。

(上場内国会社の機関)

第31条 上場内国会社は、次の各号に掲げる機関を置かなければならない。

- (1) (略)
- (2) 監査役会、監査等委員会又は指名委員会等
- (3) (略)

(業務の適正を確保するために必要な体制整備)

第33条 上場内国会社は、当該上場内国会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他上場内国会社の業務並びに当該上場内国会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備 (会社法第362条第4項第6号、同法第399条の13第1項第1号ハ若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。) を決定するとともに、当該体制を適切に構築し運用しなければならない。

(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)

第38条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行わなければならない。

- (1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、第2条第1号a (第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合に限る。)、e、i からmまで、o からsまで、wからzまで又はa oからa qまでに掲げる事項 (支配株主その他当取引所が定める者が関連

(単元株式数)

第26条 (略)

2 上場内国株券の発行者は、上場内国株券の単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設について取締役会決議 (委員会設置会社については、執行役の決定を含む。) を行う場合には、単元株式数を100株とするものとする。

(上場内国会社の機関)

第31条 上場内国会社は、次の各号に掲げる機関を置かなければならない。

- (1) (略)
- (2) 監査役会又は委員会 (会社法第2条第12号に規定する委員会をいう。)
- (3) (略)

(業務の適正を確保するために必要な体制整備)

第33条 上場内国会社は、当該上場内国会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他内国会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備 (会社法第362条第4項第6号若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。) を決定するとともに、当該体制を適切に構築し運用しなければならない。

(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)

第38条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行わなければならない。

- (1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、第2条第1号a (第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合に限る。)、e、i からmまで、o からsまで、wからzまで又はa oに掲げる事項 (支配株主その他当取引所が定める者が関連するものに限

するものに限る。)のいずれかを行うことについての決定をする場合(同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

(2) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

る。)のいずれかを行うことについての決定をする場合(同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

(2) (略)

2 (略)

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p><u>(18)の2 株式等売渡請求による取得</u> <u>特別支配株主が上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合</u></p> <p>(19)・(20) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(不適当な合併等の審査に係る申請)</p> <p>第3条の3 (略)</p> <p>2 前項の申請が行われなかった場合<u>(当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。)</u>は、第2条第1項第9号に該当したものとみなす。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(19)・(20) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(不適当な合併等の審査に係る申請)</p> <p>第3条の3 (略)</p> <p>2 前項の申請が行われなかった場合は、第2条第1項第9号に該当したものとみなす。</p> <p>3・4 (略)</p>

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引資格の取得申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取引資格の取得申請に係る取締役会議事録の写し (<u>監査等委員会設置会社(会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。)</u>にあつては、<u>取締役の決定があつたことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社</u>にあつては、<u>執行役の決定があつたことを証する書面含み、株式会社以外の者</u>にあつては、これらに準ずるもの)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(取引資格の取得申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取引資格の取得申請に係る取締役会議事録の写し (<u>委員会設置会社</u>にあつては、<u>執行役の決定があつたことを証する書面含み、株式会社以外の者</u>にあつては、これらに準ずるもの)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(合併等の承認申請)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 合併等に係る取締役会議事録の写し (<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては、<u>取締役の決定があつたことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社</u>にあつては、<u>執行役の決定があつたことを証する書面を含み、株式会社以外の者</u>にあつては、これらに準ずるもの)</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>(合併等の承認申請)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 合併等に係る取締役会議事録の写し (<u>委員会設置会社</u>にあつては、<u>執行役の決定があつたことを証する書面を含み、株式会社以外の者</u>にあつては、これらに準ずるもの)</p> <p>(3)～(7) (略)</p>
<p>(報告事項)</p> <p>第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(8)の3 (略)</p> <p>(9) 資本金の額の変更に関して取締役会決議 (<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては、<u>取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社</u>にあつては、<u>執行役の決定を含</u></p>	<p>(報告事項)</p> <p>第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(8)の3 (略)</p> <p>(9) 資本金の額の変更に関して取締役会決議 (<u>委員会設置会社</u>にあつては、<u>執行役の決定を含む。</u>) を行ったとき (外国法人にあつては、<u>資本金の額(持込資本金</u></p>

む。)を行ったとき(外国法人にあつては、資本金の額(持込資本金の額を含む。)の変更に関して決議又は決定を行ったとき。))。

(9)の2～(27) (略)

(取引資格の喪失申請)

第16条 (略)

2 前項の取引資格喪失申請書には、次に各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 取引資格の喪失申請に係る取締役会議事録の写し
(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定があつたことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあつては、これらに準ずるもの)

(2)～(6) (略)

3 (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

の額を含む。)の変更に関して決議又は決定を行ったとき。))。

(9)の2～(27) (略)

(取引資格の喪失申請)

第16条 (略)

2 前項の取引資格喪失申請書には、次に各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 取引資格の喪失申請に係る取締役会議事録の写し
(委員会設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあつては、これらに準ずるもの)

(2)～(6) (略)

3 (略)

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議（<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては、<u>取締役の決定を含む</u>、<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、<u>執行役の決定を含む</u>。）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（登記事項証明書等）を提出するものとする。ただし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>1の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議（<u>委員会設置会社</u>にあつては、<u>執行役の決定を含む</u>。）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（登記事項証明書等）を提出するものとする。ただし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>
<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者及び外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であつて、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a～bの2 (略)</p> <p>c 新規上場申請者（セントレックスへの新規上場</p>	<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者及び外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であつて、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a～bの2 (略)</p> <p>c 新規上場申請者（セントレックスへの新規上場</p>

申請者を除く。以下この c 及び次の d において同じ。)が最近1年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合((a)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。)が行っている場合を含む。)は、a及び前bの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に当該(a)又は(b)に定める財務計算に関する書類(当該「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載されているもの及び当取引所が添付を要しないものとして認めるものを除く。)を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないとき並びに新規上場申請者が外国会社であつて、当取引所が適当と認める財務書類を提出するときは、この限りでない。

(a)・(b) (略)

d～h (略)

(2) (略)

(3) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、dからgまで、j及びmに規定する書類については、添付を要しない。

a～o (略)

p 新規上場申請者が指名委員会等設置会社であつて、会社法第416条第4項に基づき執行役に委任している場合には、取締役会の決議の内容を証する書面

pの2 新規上場申請者が監査等委員会設置会社であつて、会社法第399条の13第5項に基づき取締役役に委任している場合には、取締役会の決議の内容を証する書面

q～s (略)

(4)～(6) (略)

申請者を除く。以下この c 及び次の d において同じ。)が最近1年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合((a)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。)が行っている場合を含む。)は、a及び前bの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に当該(a)又は(b)に定める財務計算に関する書類(当該「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載されているもの及び当取引所が添付を要しないものとして認めるものを除く。)を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないとき並びに新規上場申請者が外国会社であつて、当取引所が適当と認める財務書類を提出するときは、この限りでない。

(a)・(b) (略)

d～h (略)

(2) (略)

(3) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、dからgまで、j及びmに規定する書類については、添付を要しない。

a～o (略)

p 新規上場申請者が委員会設置会社である場合には、会社法第416条第4項に規定する取締役会の決議の内容を証する書面

(新設)

q～s (略)

(4)～(6) (略)

4 第3条（新規上場申請手続）第5項関係

(1) 第1号の取締役会又は株主総会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員会の決議又は取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、指名委員会等の決議又は執行役の決定を含む。）に係る事項が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11(1)及び(2)に規定する事項である場合には、新規上場申請者は、第1号に規定する議事録の写しに、上場会社が同取扱い11(1)及び(2)の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(1)の2～(3)（略）

10の4 第7条の5（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係

第7条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいうものとする。ただし、(5)にあつては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限る。

(1)～(4)（略）

(5) 独立役員（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第31条の2に規定する独立役員をいう。以下同じ。）の確保の状況（次のa及びbに掲げる場合に該当するときは、当該a及びbに掲げる事項を含む。）

a 独立役員として指定する者が、次の(a)から(f)までのいずれかに該当する場合

その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員として指定する理由

(a) 過去に当該会社の親会社の業務執行者（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）であった者（業務執行者でない取締役であった者を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、監査役であった者を含む。）

(b) 過去に当該会社の兄弟会社（当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。）の業務執行者であった者

(c) 過去に当該会社を主要な取引先とする者の業

4 第3条（新規上場申請手続）第5項関係

(1) 第1号の取締役会又は株主総会の決議（委員会設置会社にあつては、会社法第2条第12号に規定する委員会の決議又は執行役の決定を含む。）に係る事項が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11(1)及び(2)に規定する事項である場合には、新規上場申請者は、第1号に規定する議事録の写しに、上場会社が同取扱い11(1)及び(2)の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(1)の2～(3)（略）

10の4 第7条の5（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係

第7条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいうものとする。ただし、(5)にあつては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限る。

(1)～(4)（略）

(5) 独立役員（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第31条の2に規定する独立役員をいう。以下同じ。）の確保の状況（次のa及びbに掲げる場合に該当するときは、当該a及びbに掲げる事項を含む。）

a 独立役員として指定する者が、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合

その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員として指定する理由

(a) 当該会社の親会社又は兄弟会社（当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。）の業務執行者等（業務執行者（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。）

(新設)

(b) 当該会社を主要な取引先とする者若しくはそ

業務執行者であった者又は当該会社の主要な取引先の業務執行者であった者

(d) 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の団体である者に限る。）に過去に所属していた者

(e) 当該会社の主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。）

(f) 次のイ又はロに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内の親族をいう。）

イ (a)から前(e)までに掲げる者

ロ 過去に当該会社又はその子会社の業務執行者であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役であった者又は会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）であった者を含む。）

b 独立役員として指定する者が、次の(a)から(d)までのいずれかに該当する場合

その旨及びその概要

(a) 過去に当該会社又はその子会社の業務執行者であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者を含む。）

(b) 当該会社の取引先又はその出身者（業務執行者又は過去10年内のいずれかの時において業務執行者であった者をいう。以下同じ。）

(c) 当該会社の出身者が他の会社の社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。）である場合の当該他の会社の出身者

(d) 当該会社から寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場

の業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等

(c) 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）

(d) 当該会社の主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいい、当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等をいう。）

(e) 次のイ又はロに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内の親族をいう。）

イ (a)から前(d)までに掲げる者

ロ 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）若しくは会計参与であった者を含む。）

b 独立役員として指定する者が、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合

その旨及びその概要

(新設)

(a) 当該会社の取引先又はその業務執行者等

(b) 当該会社の業務執行者等が他の会社の社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。）である場合の当該他の会社の業務執行者等

(c) 当該会社から寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場

合は、出身者又はそれに相当する者をいう。)

(6) (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

合は、業務執行者等又はそれに相当する者をいう。)

(6) (略)

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 新規上場申請者の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）。以下同じ。）の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者が外国会社以外である場合には、取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、<u>監査等委員又は監査委員</u>その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。</p> <p>(c) (略)</p> <p>c～e (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>1 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 新規上場申請者の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）。以下同じ。）の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者が外国会社以外である場合には、取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。</p> <p>(c) (略)</p> <p>c～e (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>5 第5条（セントレックスへの上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第3号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等と</p>	<p>5 第5条（セントレックスへの上場審査）関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第3号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等と</p>

の兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査等委員又は監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

(c) (略)

d・e (略)

(2)・(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

の兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

(c) (略)

d・e (略)

(2)・(3) (略)

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制の取扱い)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 上場前公募等規則第29条に規定する「当取引所が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる書面をいうものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を割り当てるものであることその他その割当てに関する事項を記載した取締役会の決議 (<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては、<u>取締役の決定</u>を含み、<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、<u>執行役の決定</u>を含む。)の内容を証する書面</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第21条第2項(第2号を除く。)の規定は、上場前公募等規則第29条に規定する「第25条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)」について準用する。この場合において、第21条第2項第1号中「割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権(以下「報酬として割当てを受けた新株予約権」という。)」と、「割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日」とあるのは「新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換(株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。)が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権(以下「取得株式等」という。)についても同日まで所有すること。」とあるのは「上場日の前日又は新株予約</p>	<p>(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制の取扱い)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 上場前公募等規則第29条に規定する「当取引所が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる書面をいうものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を割り当てるものであることその他その割当てに関する事項を記載した取締役会の決議 (<u>委員会設置会社</u>にあつては、<u>執行役の決定</u>を含む。)の内容を証する書面</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第21条第2項(第2号を除く。)の規定は、上場前公募等規則第29条第2号に規定する「第25条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)」について準用する。この場合において、第21条第2項第1号中「割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)」とあるのは「上場前公募等規則第29条の規定の適用を受ける新株予約権(以下「報酬として割当てを受けた新株予約権」という。)」と、「割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日」とあるのは「新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換(株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。)が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権(以下「取得株式等」という。)についても同日まで所有</p>

の行使を行う日のいずれか早い日まで所有すること。」と読み替えるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制の取扱い)

第26条 (略)

2 (略)

3 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第30条第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

(1) 新株予約権の割当てに係る株主総会及びその割当てに関する取締役会の決議 (監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。次号において同じ。) の内容を証する書面

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有すること。」と読み替えるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制の取扱い)

第26条 (略)

2 (略)

3 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第30条第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

(1) 新株予約権の割当てに係る株主総会及びその割当てに関する取締役会の決議 (委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。次号において同じ。) の内容を証する書面

(2) (略)

**上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部
改正新旧対照表**

新	旧
<p>1 第2条（会社情報の開示）関係</p> <p>(1)～(2)の2 (略)</p> <p>(3) 第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次のaからcまでに掲げる内容を含めるものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)及び(b)に掲げる事項（(b)に掲げる事項については、当取引所が必要と認める場合に限る。）</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する<u>監査役、監査等委員会</u>又は<u>監査委員会</u>の意見等</p> <p>c (略)</p> <p>10 第20条（書類の提出等）第1項関係</p> <p>第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(9)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 開示を要する決定事実に係る書類の提出</p> <p>上場会社は、第2条第1号に掲げる事項のうち次のaからqまでに掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、<u>監査等委員会設置会社</u>にあっては、<u>取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社</u>にあっては、<u>執行役が決定したことを含む。</u>）をいう。以下この(1)及び次の(2)において同じ。）を行った場合には、当該aからqまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。</p> <p>a～cの2 (略)</p> <p>d 第2条第1号gに掲げる事項</p>	<p>1 第2条（会社情報の開示）関係</p> <p>(1)～(2)の2 (略)</p> <p>(3) 第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次のaからcまでに掲げる内容を含めるものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)及び(b)に掲げる事項（(b)に掲げる事項については、当取引所が必要と認める場合に限る。）</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する<u>監査役</u>又は<u>監査委員会</u>の意見等</p> <p>c (略)</p> <p>10 第20条（書類の提出等）第1項関係</p> <p>第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(9)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 開示を要する決定事実に係る書類の提出</p> <p>上場会社は、第2条第1号に掲げる事項のうち次のaからqまでに掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、<u>委員会設置会社</u>にあっては、<u>執行役が決定したことを含む。</u>）をいう。以下この(1)及び次の(2)において同じ。）を行った場合には、当該aからqまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。</p> <p>a～cの2 (略)</p> <p>d 第2条第1号gに掲げる事項</p>

次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、上場外国会社にある場合には、(a)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(b)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 株式の分割又は併合日程表 確定後直ちに

(b) 株式の併合（会社法第182条の2第1項に規定する株式の併合に限る。）を行う場合においては、次のイ及びロに掲げる書類

イ 会社法第182条の2第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

ロ 会社法第182条の6第1項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し

株式の併合の効力発生日以後速やかに

e～q (略)

r 第2条第1号a oに掲げる事項

全部取得条項付種類株式の全部の取得により上場内国株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、次の(a)及び(b)に掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 会社法第171条の2第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し 同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(b) 当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、取得対価に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

s 第2条第1号a pに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、(b)に掲げる書類の提出については、株式等売渡請求に係る承認の場合に限るものとし、上場外国会社については、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(a)に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供する

株式の分割又は併合日程表 確定後直ちに

e～q (略)

(新設)

(新設)

ことに同意するものとする。

(a) 会社法第179条の5第1項に規定する書面
(法定事前開示書類)の写し 同項の規定
により当該書面を本店に備え置くこととさ
れている日までに

(b) 当事会社以外の者であって、企業価値又
は株価の評価に係る専門的知識及び経験を
有するものが、売渡対価に関する見解を記
載した書面 作成後直ちに

(2)・(3) (略)

(4) 株主に発送する書類の提出

a 上場内国会社は、株主に対して株主総会招集通知書及びその添付書類を発送する場合(会社法施行規則第94条第1項、同規則第133条第3項、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第133条第4項又は同規則第134条第4項の規定によって株主に対して提供したものとみなされる場合を含む。以下このaにおいて同じ。)には、発送する書類をその発送日までに当取引所に提出するものとする。この場合において、上場内国会社は、当該書類の内容を記録した電磁的記録の提出により行うものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

b (略)

(5)～(10) (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

(2)・(3) (略)

(4) 株主に発送する書類の提出

a 上場内国会社は、株主に対して株主総会招集通知書及びその添付書類を発送する場合には、発送する書類をその発送日までに当取引所に提出するものとする。この場合において、上場内国会社は、当該書類の内容を記録した電磁的記録の提出により行うものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

b (略)

(5)～(10) (略)

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定替え基準）関係</p> <p>(1) 株主数及び流通株式数</p> <p>a～h (略)</p> <p>i 第1号に規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、株式分割（同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。）又は株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式を割り当てるものに限る、同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に当該株式無償割当てが行われたと認められるものに限る。）を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議（<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては、取締役会の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下このiにおいて同じ。）をした場合であつて、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、最近の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株式のみを所有する株主のうち当該株式分割又は株式無償割当てにより1単位以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、2,000人以上となる場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が2,000人以上となったものとして取り扱うものとする。</p> <p>j 第1号に規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、単元株式数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議（<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては、取締役会の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつて</p>	<p>1 第2条（指定替え基準）関係</p> <p>(1) 株主数及び流通株式数</p> <p>a～h (略)</p> <p>i 第1号に規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、株式分割（同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。）又は株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類株式を割り当てるものに限る、同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に当該株式無償割当てが行われたと認められるものに限る。）を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議（<u>委員会設置会社</u>にあつては、執行役の決定を含む。以下このiにおいて同じ。）をした場合であつて、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、最近の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株式のみを所有する株主のうち当該株式分割又は株式無償割当てにより1単位以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、2,000人以上となる場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が2,000人以上となったものとして取り扱うものとする。</p> <p>j 第1号に規定する株主数が2,000人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、単元株式数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議（<u>委員会設置会社</u>にあつては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場</p>

は、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下この j において同じ。) をした場合であって、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、最近の基準日等の株主数に当該基準日等における 1 単位未満の株式のみを所有する株主のうち当該株式分割又は株式無償割当てにより 1 単位以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、2,000人以上となる場合には、決議の時(審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が2,000人以上となったものとして取り扱うものとする。

k (略)

(2)～(5) (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

合には当該株主総会の決議をいう。以下この j において同じ。) をした場合であって、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、最近の基準日等の株主数に当該基準日等における 1 単位未満の株式のみを所有する株主のうち当該株式分割又は株式無償割当てにより 1 単位以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、2,000人以上となる場合には、決議の時(審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が2,000人以上となったものとして取り扱うものとする。

k (略)

(2)～(5) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 事業活動の停止</p> <p>a (略)</p> <p>b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 上場会社が、前(a)に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては、<u>取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社</u>にあつては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）</p> <p>(c) (略)</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(13) 完全子会社化</p> <p>第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。</p> <p>a (略)</p> <p>b 前a以外の場合は、当該上場会社から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては、<u>取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社</u>にあつては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>(16) <u>第18号の2に該当する日は、上場会社から、株式等売渡請求に関して承認した旨の書面によ</u></p>	<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 事業活動の停止</p> <p>a (略)</p> <p>b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 上場会社が、前(a)に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（<u>委員会設置会社</u>にあつては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）</p> <p>(c) (略)</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(13) 完全子会社化</p> <p>第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。</p> <p>a (略)</p> <p>b 前a以外の場合は、当該上場会社から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（<u>委員会設置会社</u>にあつては執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>(新設)</p>

る報告を受けた日とする。

(17) (略)

4 第4条(上場廃止日)関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。

(1)～(6) (略)

(6)の2 第2条第1項第18号の2(同条第2項第4号

若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第2号
による場合を含む。)に該当する銘柄

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前(休業
日を除外する。)の日

(7)～(9) (略)

5 第5条(監理銘柄の指定)関係

(1) 当取引所は、上場株券が次のaからyまでのいずれかに該当する場合は、当該上場株券を第5条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、kの2、l、n、nの3、o、v又はwに該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

a～i (略)

j 上場会社が1(7)bの(b)に規定する合併に関する取締役会の決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行ったとき、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合(1(6)bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。)において当該解散に関する取締役会の決議を行ったとき若しくは上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議によらずに解散する場合において第2条第1項第8号に該当するおそれがあると当取引所が認めるとき

k～q (略)

r 上場会社が1(13)bに規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会の決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含

(16) (略)

4 第4条(上場廃止日)関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(9)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(9)までに定めるところによる。

(1)～(6) (略)

(新設)

(7)～(9) (略)

5 第5条(監理銘柄の指定)関係

(1) 当取引所は、上場株券が次のaからyまでのいずれかに該当する場合は、当該上場株券を第5条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、kの2、l、n、nの3、o、v又はwに該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

a～i (略)

j 上場会社が1(7)bの(b)に規定する合併に関する取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行ったとき、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合(1(6)bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。)において当該解散に関する取締役会の決議を行ったとき若しくは上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議によらずに解散する場合において第2条第1項第8号に該当するおそれがあると当取引所が認めるとき

k～q (略)

r 上場会社が1(13)bに規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行った場合

む。)を行った場合

s～u (略)

uの2 上場会社が上場有価証券の発行者の会社情
報の適時開示等に関する規則第2条第2号nの2
前段に規定する開示を行ったとき又はそれに準ず
る発表等を行ったとき

v～y (略)

(2)～(4) (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

s～u (略)

(新設)

v～y (略)

(2)～(4) (略)

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）</p> <p>(1) 第4条第1項第3号に該当する日は、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合は、取締役会の決議（<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては、<u>取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社</u>にあつては執行役の決定を含む。）があつた旨及び株主総会の決議を行わないこととなつた旨について書面による報告を受けた日）とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。</p>	<p>3 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）</p> <p>(1) 第4条第1項第3号に該当する日は、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合は、取締役会の決議（<u>委員会設置会社</u>にあつては執行役の決定を含む。）があつた旨及び株主総会の決議を行わないこととなつた旨について書面による報告を受けた日）とする。</p> <p>(2) (略)</p>